

習志野市大久保地区公共施設再生基本構想策定業務委託募集要項

1. 主旨

(1) 習志野市大久保地区公共施設再生事業の目的

本市では、公共施設の機能をできる限り維持し、更新事業費や維持管理コストを削減する方針を掲げた公共施設再生計画の策定作業を平成25年度末の完成をめどに行っている。本再生事業は、同計画のモデル事業であり、老朽化した大久保公民館・市民会館、大久保図書館、勤労会館を更新・再生し、中央公園と一体的に整備、運営することで、周辺のまちづくりと連携した地域の価値を高めるエリアづくりを目的とする。また、同様の視点に立ち、大久保駅周辺1km圏内に立地する、屋敷公民館、生涯学習地区センターゆうゆう館、藤崎図書館、あづまこども会館については、前出の施設に、統廃合及び機能集約し、生涯学習や市民活動の全市民が利用できる市中央域における拠点施設としての役割を確立する。

(2) 施設再生の技術的手法

本市では、施設の更新・再生を行うにあたり、次の2つの技術的手法を検討している。
第1案：骨格・構造等の使用可能な既存部位を補修し、用途や機能を変更して性能を向上させる大規模な改修（リノベーション）により、事業費の圧縮を図る。
第2案：対象施設の機能を一括して複合化し、中央公園を含む既存敷地内に新築する。

2. 業務の概要

(1) 名称

習志野市大久保地区公共施設再生基本構想策定業務委託

(2) 業務内容

本業務は、上記主旨を踏まえ、中央公園と一体的に、対象となる公共施設を更新・再生するにあたり、これまでの検討経過や利用者及び地域住民の意向を考慮したうえで習志野市大久保地区公共施設再生基本構想（以下、「再生基本構想」という。）としてとりまとめる。

① 再生基本構想の作成

② 既存調査の整理

- ・これまで実施してきたケーススタディ及びアンケート等の整理
- ・関係部署へのヒアリング等による所管施設の更新・再生に対するコンセプトの取りまとめ

③ 民間活力導入を想定した民間事業者へのヒアリング等による意向確認

(3) 求める提案内容

提案書の作成にあたっては、本市が求める再生基本構想の次の項目に留意するものとする。

- ① 統廃合対象施設（屋敷公民館他3施設）の機能集約を含めた、大久保公民館・市民会館、大久保図書館、勤労会館の再生における必要な機能及び諸室構成、概算事業費、運営方法、概算運営費について
- ② 現行の施設状況にとらわれない自由な発想に基づく効果的かつ効率的な施設整備手法、運営スキームについて
- ③ 収益事業等の可能性について
- ④ 中央公園と周辺エリアの価値を踏まえた、施設のあり方について
- ⑤ 地域住民及び利用者等との合意形成手法について

⑥ 統廃合対象施設跡地の利活用方法について

(4) 委託期間

契約の日から平成 26 年 3 月 14 日（金）までとする。

(5) 成果品

次の 3 点とする。なお、①を含む本委託によって作成された成果品等の著作権は、本市に帰属するものとする。

① 業務報告書（A 4 版） 6 部（原本 1 部、副本 5 部）

② その他参考書類 一式

③ ①及び②の電子データ 一式

※ PDF 及び報告書中で使用した図、グラフ等で、かつ作成ソフトで保存したファイル

3. 対象施設情報

(1) 更新・再生対象建物

大久保公民館・市民会館、大久保図書館、勤労会館

(2) 統廃合及び機能集約対象建物

屋敷公民館、生涯学習地区センターゆうゆう館、あづまこども会館、藤崎図書館（現在複合施設のため、跡スペースは公共利用を予定。）

※ 施設概要は、公共施設再生計画データ編を参照ください。

4. 応募者の資格要件

提案書提出日現在で次の条件を全て満たすものとする。

(1) 習志野市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）の調達区分「委託」のうち、業種「調査・計画」に登録された者であること。

(2) 習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成 18 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止措置又は習志野市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 12 年 2 月 1 日施行）に基づく指名除外措置を、募集要項公表日から本委託業務の契約候補者決定の日までの間、受けていない者であること。

(3) 関東（一都六県）に本店又は入札・契約に係る権限を委任された営業所がある者であること。

(4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。

① 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過していない者

② 本契約候補者決定の前日 6 か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者

③ 会社更生法（昭和 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号までに該当する団体又は団体に属する者。

(5) 法人税法（昭和 40 年 3 月 31 日法律第 34 号）に定める税金を滞納していないこと。

(6) 都道府県民税、市町村民税、消費税を滞納していないこと。

5. 応募手続き

(1) スケジュール

- | | |
|----------------|-----------------------------------|
| ① 募集要項の公告 | 平成 25 年 10 月 22 日(火) |
| ② 質問受付 | 平成 25 年 10 月 24 日(木)～10 月 31 日(木) |
| ③ 質問書の回答 | 平成 25 年 11 月 1 日(金) |
| ④ 応募書類の提出締め切り | 平成 25 年 11 月 11 日(月) 午後 5 時必着 |
| ⑤ 提案書提出者のヒアリング | 平成 25 年 11 月 14 日(木) |
| ⑥ 審査結果の公表 | 平成 25 年 11 月 15 日(金) |

(2) 募集要項等の配布

本市ホームページに掲載。必要に応じてダウンロードすること。

(3) 質問書について

募集要項等の内容について、次により質問を受付する。

- ① 受付期間
平成 25 年 10 月 24 日(木)～平成 25 年 10 月 31 日(木) 午後 5 時必着
- ② 提出方法
質問書(別記様式 1)により作成のうえ、事務局(財政部資産管理室資産管理課)へ、Eメールにより提出するものとする。着信の確認以外に関する電話での質問は受付しない。
- ③ 質問に対する回答方法
本市ホームページで公表。

6. 提案に当たっての留意事項

(1) 提案書に関する事項等

- ① 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び、計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定める単位とする。
- ② 選定者の提出書類は返却しない。2 位以下の提出資料は希望者による引き取りにおいて返却する。
- ③ 提出後の記載内容の追加、修正はできないものとする。
- ④ 応募者は、提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとする。
- ⑤ 応募に係る全ての費用は応募者の負担とする。
- ⑥ 選定された提案書の実施体制については、やむを得ない事由等による他は、変更できないものとする。
- ⑦ 応募に係る情報は、個人に関する情報等を除き、習志野市情報公開条例(平成 10 年 4 月 1 日施行)、又は市議会の資料請求に基づき開示されることがある。
- ⑧ 提案書の著作権は市に帰属し、市は無償で使用できる。ただし、第三者の著作権については承諾を得るものとする。

(2) 失格条項

- ① 資格要件を満たさない者が提案書を提出したとき。
- ② 提案書に虚偽の記載があったとき。
- ③ 提案書の提出方法、提出期限、様式の枚数制限を守らないとき。
- ④ 委託限度額を超える受託予定額を提案したとき。
- ⑤ その他選定委員会が不適格と認めた場合。

7. 提案書の提出

(1) 提出書類

- ① 提案書（様式2）
- ② 業務の実施方針及び企画提案（様式3）
- ③ 業務実績（様式4）
- ④ 配置技術者調書（様式5）
- ⑤ 実施体制（様式6）
- ⑥ 応募法人の概要書（様式自由）
資本金、業務概要、役員名簿が記載されたもの
- ⑦ 納税証明書
国税：法人税・消費税、地方税：都道府県民税・市町村民税
※いずれも、申請日以前3カ月以内の証明日のものであること（写しでも可）

(2) 提出期間

平成25年11月5日（火）から平成25年11月11日（月）午後5時まで

(3) 提出部数

正本1部、副本5部

(4) 提出先

事務局

(5) 提出方法

- ① 持参、郵送又は宅配
- ② 郵送の場合は書留とし、締切日の消印があるものまで有効。
宅配の場合は期限内必着。
- ③ 受領書が必要な場合は、封筒に宛先を記入し、切手を貼ったものを同封すること。

8. 提案の審査

(1) 審査体制

提案の審査は次の5名の選定委員で構成される選定委員会において行う。

1. 委員長 生涯学習部長
2. 副委員長 資産管理室長
3. 委員 企画政策課長
4. 委員 商工振興課長
5. 委員 社会教育課長

9. 審査結果の公表

- (1) 審査結果は、11月15日（金）にホームページで公表する。

10. 契約の締結

- (1) 市は、最も評価が高い者を第1位契約候補者として、契約締結交渉を行う。その場合に、契約金額は提案した受託予定金額以内とする。
- (2) 第1位契約候補者が前記の失格条項に該当すると認められた場合、または市と業務委託契約締結交渉が不調となった場合は、次順位である者と契約交渉を行うことができるも

のとする。

(3) 選定後、応募者の資格要件を満たさなくなった場合、実施体制が著しく変わった場合は、契約候補者としての資格を取り消すことがある。

11. 委託限度額

4, 500千円 (消費税を含む)

12. 事務局

〒275-8601 千葉県習志野市津田沼5-12-4

習志野市 財政部 資産管理室 資産管理課

T E L 047-453-9308

F A X 047-453-9384

Eメール zaikan@city.narashino.lg.jp